

## 診療材料等調達支援業務委託プロポーザル審査基準表

別紙

No.		審査の項目	審査の視点	配点
1	提案内容	納入価削減	材料費削減に向けて具体的な価格削減計画が示されているか。 【視点】 ・契約期間内における当院の経費削減の目標額 ・どのような手法により納入価の削減を行っていくのか	30
		調達業務	(1)当院が必要とする診療材料、医療用ガス及び医薬品(以下、「診療材料等」という。)並びに新規採用物品の要求にも対応できるか。	20
			(2)常に病院運営に支障が生じることがないように、必要な診療材料等が必要な時に使用できるよう納品できる体制が示されているか。	
			(3)災害等の緊急時に当院が必要とする診療材料等をできる限り迅速に納品できる体制が示されているか。	
		価格交渉	価格交渉に係る開示、報告及び分析ができる運営体制が示されているか。 【視点】 ・計画的及び効率的に価格交渉を行い、適正な価格で物品を調達できる体制が示されているか ・市場価値(ベンチマーク)、価格交渉の結果の開示及び報告する際の運用体制 ・市場価値(ベンチマーク)を分析し、価格交渉に生かすことができるか	20
		SPDとの協力体制	運営に支障をきたさないよう、当院SPD事業者と十分な連携が図れる運営体制が示されているか。	10
2	運営体制	公平性、公正性	(1)卸業者間の競争を妨げることなく、公平性及び公正性が確保されているか。	30
			(2)調達プロセスの透明性は確保されているか。	
		受託準備体制	(1)材料費削減に速やかに移ることのできる業務開始までの具体的かつ効率的な構築スケジュールが示されているか。	10
			(2)病院運営に支障をきたすことのないよう適切なスケジュールが示されているか。	
		会社概要、経営状況	業務を主体的に実施できる体制・人員は確保されているか。	10
		配置される人材	業務内容全般に精通し、経験を有している人材が選出されているか。	10
3	過去の実績		これまでに、同種・同規模の業務を受託した実績はあるか。 【視点】 病床数が500床以上の病院で診療材料及び医薬品の調達支援業務を受託した実績	20
4	委託料概算見積金額		費用の積算が具体的で妥当なものか	40

(合計点) 200